

第9条 賛助会員は本会の主旨に賛意と協力の意思のある者で、会長の承認を受けた者とする。

第10条 学生会員は早稲田大学創造理工学部環境資源工学科及び創造理工学研究科地球・環境資源理工学専攻に在籍する者とする。

第11条 会員は本会の規約に従い、本会の目的達成のため協力しなければならない。

第12条 会員は当該年度末までに下記の会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費を2千円とする。
- (2) 終身会費を2万円とする。60才以上の会員は半額とする。
- (3) 70才以上の会員及び名誉会員は会費を免除する。
- (4) 学生会員の会費は無料とする。

第13条 会費の納入を怠った会員には、会報の配布、その他連絡通信等中止することがある。

第3章 総 会

第14条 総会は本会の最高意思の決定機関であり、通常総会と臨時総会の2種とする。

第15条 通常総会は毎年1回、臨時総会は次の場合にそれぞれ開催される。

- (1) 会長がその必要を認めた時。
- (2) 役員会の請求があった時。
- (3) 正会員50名以上の請求があった時。

第16条 総会においては次の事項を議決する。

- (1) 会長及び監事の選出
- (2) 会則の変更
- (3) 本会の収支および予算
- (4) その他本会の基本運営方針

第4章 役 員 会

第17条 役員会は、会長、副会長、理事、及び監事によって構成され、本会事業計画を立案し、会務を執行する。

第5章 役 員

第18条 本会は次の役員を置く。

会 長 1 名